

償却資産は申告が必要です

償却資産とは、工場や商店などの経営や農業を営んでいる法人・個人の方が、その事業のために用いる機械、器具、備品などのことで、固定資産税の課税対象になります。

償却資産をお持ちの方は、毎年1月末までに申告していただく必要があります。

申告対象となる資産

毎年1月1日現在に所有している有形固定資産で、その減価償却が法人税法、所得税法の規定により損金または必要経費に算入されるもの

- ・ 構築物(門・塀・駐車場)
- ・ アスファルト舗装など
- ・ 機械及び装置(ポンプ・建設工業機械など)
- ・ 船舶
- ・ 車両及び運搬具(貨車など)
- ・ 工具、器具及び備品(冷暖房機器・ロッカー・パ

ソコンなど)

※無形固定資産(鉱業権・特許権など)と自動車税、軽自動車税の課税対象となつている自動車は対象になりません。

太陽光発電設備も償却資産です

10キロワット以上の太陽光発電設備または10キロワット未満でも、事業用の場合は償却資産となり、固定資産税の対象になります。

固定資産税(償却資産)の状況調査に取り組んでいます

現在、納税者の適正な申告の確保と未申告者の解消を図り、公正な課税を行うため、償却資産の状況調査に取り組んでいます。

償却資産が未申告、または正しく申告されていない状況を把握し、今後、必要

に応じて現地調査を行う予定です。ご協力をお願いします。

太陽光発電設備に係る固定資産税(土地)の課税

太陽光発電設備を設置すると課税地目が変更され、翌年度の税額が変更になる場合がありますので、設備を設置した場合にはご連絡ください。

問 税務課課税班
☎(84) 1212



個人事業者のための決算説明会を開催

東金税務署では、確定申告に向け事業所得がある方を対象に、確定申告での留意点、収支内訳書または青色申告決算書の書き方等について説明会を開催します。筆記用具を持参のうえ、ご参加ください。

なお、会場の駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

とき		ところ
12月18日(火)	午後1時30分~4時	東金市中央公民館 2階講堂 (東金市東岩崎1-20)
12月20日(木)		山武市役所 3階大会議室 (山武市殿台296)

問 東金税務署個人課税第1部門 ☎0475-52-3121

※担当職員にご連絡の際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。

※税理士を装った不審な電話やメール等にご注意ください。

※申告書・決算書等の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。